

知事による専決処分の報告について（飛田事件）

静 議 調 号 外

平成 21 年 4 月 24 日

県議会議員 各位

議会事務局調査課長

このことについて 静岡県警察本部監察課より、下記について公表する旨の
情 報提供がありましたので、お知らせいたします。

さて、このたび下記事件につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に
よ り、平成 21 年 4 月 24 日付けで知事による専決処分とさせて頂きましたので、
御報 告申し上げます。

なお、本事件につきましては、次の県議会におきまして、改めて御承認をい
ただくこととしておりますので、何卒、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

- | | | |
|------------|--|--------------------------|
| ■和解の相手方の | 佐賀県伊万里市
駿東郡長泉町 | 飛田 海 飛田 裕子
飛田 眞 飛田 きみ |
| ■和 解 事 項 | 県は、解決金 54,000,000 円を支払う。
今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いつ
さいの請求を行わない。 | |
| ■事 件 の 概 要 | 平成 15 年 8 月 26 日に、逮捕被疑者飛田忍に対し、舌咬
防止措置を講じ、警察車両で病院へ搬送中に死亡したも
のである。 | |

平成 21 年 4 月 24 日

静岡県議会議員各位

静岡県警察本部長

